

道の駅たかのす基本設計業務

公募型プロポーザル実施要領

北秋田市観光文化スポーツ部観光課

道の駅たかのす基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

「道の駅たかのす」は平成元年 10 月から供用が開始され、十和田八幡平や田沢湖、白神山地や男鹿半島を結ぶ広域観光の中継地点に位置した交流拠点として、また、道路利用者だけではなく、幅広い地域住民の憩いの場として親しまれている。

本業務は、自動車動線の変化や分散的な施設配置といった「道の駅」としての固有課題の顕在化、また国全体としての人口減少と少子高齢化の一層の進行に加え、変容するライフスタイルや社会経済情勢など、「道の駅たかのす」が直面する様々な環境の変化に対応するため、大規模なリニューアルを行うことで、地域経済の活性化や観光振興の拠点化を目指すものである。

このことから、先般策定した「道の駅たかのす基本計画」及び「道の駅たかのす管理運営計画」、並びに新たな道の駅たかのすの管理運営候補者や関係事業者等の意見を踏まえた施設整備を行う必要があり、これらの提案をプロポーザルにより求めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

道の駅たかのす基本設計業務

(2) 業務内容

別紙「道の駅たかのす基本設計業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の翌日から、令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

(4) 提案限度額

39,114,900 円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4. 参加資格

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす単体企業とする。ただし、資本を 100%出資している子会社（以下、「子会社」という。）については、同一企業とみなし、単体企業に含めるものとする。

(1) 本社、支社及び営業所のいずれかの所在地が東北地方にあること。

- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 で規定する団体に該当しない者であること。
- (4) 北秋田市暴力団排除条例（平成 24 年北秋田市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 本プロポーザル期間中において、本市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立中又は手続中でない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。
- (8) 北秋田市測量・建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格者登録名簿において、「都市計画及び地方計画」および「道路」のいずれにも登録してあること。
- (9) 過去 10 年間に、国または地方公共団体が発注した延床面積が 400 m²以上の建築物の新築工事または増改築工事（増改築工事にあつては増改築部分の延床面積が 400 m²以上であること）に係る設計業務を元請として 1 件以上受注し、完了した実績を有すること。
- (10) 過去 10 年間に、地方公共団体が発注した、道の駅または延床面積 400 m²以上の屋内子育て応援施設（子どもとその保護者が安心して過ごせ、屋内での遊び場や交流の場を提供する施設を想定しており、幼稚園・保育園等を除く）の新築または増改築における「基本計画策定業務」または「基本設計業務」を元請として 1 件以上受注し、完了した実績を有すること。
- (11) 業務全体を統括する業務統括管理技術者、建築基本設計業務を管理する建築管理技術者、建築基本設計業務主担当技術者、および指定管理者募集要項作成業務主担当技術者を置き、参加表明書提出時点で提出者の組織と 3 か月以上の恒常的な雇用関係があることとする。
- (12) 業務統括管理技術者は技術士（総合技術監理部門—建設：都市及び地方計画）または技術士（建設部門—都市及び地方計画）の資格を有する者とする。
- (13) 建築管理技術者および建築基本設計業務主担当技術者は、一級建築士の資格を有することとし、他の担当技術者を兼ねることはできない。

5. スケジュール

	内 容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和 7 年 8 月 4 日（月）
2	質問書提出期限	令和 7 年 8 月 14 日（木）午後 5 時必着
3	質問書回答期限	令和 7 年 8 月 22 日（金）

4	参加表明書類提出期限	令和7年8月27日（水）午後5時必着
5	参加資格審査結果通知	令和7年9月3日（水）
6	企画提案書提出期限	令和7年9月19日（金）午後5時必着
7	企画提案内容審査会	令和7年9月30日（火）
8	審査結果通知	令和7年10月上旬予定
9	契約締結	令和7年10月上旬予定

6. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとし、郵送・電話・FAXは不可とする。

（1）提出様式：質問書（様式5）

（2）提出先：北秋田市観光文化スポーツ部観光課

メールアドレス「kankou@city.kitaakita.akita.jp」

（3）提出期限：令和7年8月14日（木）午後5時必着

（4）回答方法：質問に対する回答は、当市のホームページで回答を公表する。

7. 企画提案の参加表明

（1）提出書類

①参加表明書（様式1）

②会社（法人）概要調書（様式2）

③業務実績調書（様式3-1）及び（様式3-2）

※ 実績のあった業務の契約書（写し）を添付すること。

※ 他社と比較し独創性のある実績がある場合は、その資料を添付すること。

④暴力団排除に関する誓約書（様式4）

⑤納税証明書（国税、県税及び市町村税に滞納がないことの証明書）

⑥業務実施体制（任意様式）

⑦業務統括管理技術者の技術士（総合技術監理部門ー建設：都市及び地方計画）

または技術士（建設部門ー都市及び地方計画）の資格を証する書類

⑧建築管理技術者の一級建築士の資格を証する書類

⑨建築基本設計業務主担当技術者の一級建築士の資格を証する書類

（2）提出部数 各1部

（3）提出期限 令和7年8月27日（水）午後5時必着

（4）提出先 北秋田市観光文化スポーツ部観光課観光振興係

（5）提出方法 持参または郵送

（6）受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

8. 参加資格審査及び一次審査結果通知

提出のあった参加表明書類等を確認のうえ、結果を令和7年9月3日（水）までに参加表明者へ電子メールおよび書面で通知する。

9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者のうち、一次審査を通過した者は、企画提案書等を次により提出することとする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式 6）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③業務スケジュール表（任意様式）
- ④見積書（様式 7）

※ 各経費区分の積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

※ 提出書類の作成にあたっては、別紙「道の駅たかのす基本設計業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」に従い作成すること。

(2) 提出部数

- ア 企画提案届出書 1 部
- イ 企画提案書 15 部（原本 1 部、写し 14 部）
- ウ 業務スケジュール表 15 部（原本 1 部、写し 14 部）
- エ 見積書 15 部（原本 1 部、写し 14 部）

※ 各経費区分の積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

(3) 提出期限 令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時必着

(4) 提出先 北秋田市観光文化スポーツ部観光課観光振興係

(5) 提出方法 持参または郵送

(6) 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

10. 企画提案内容審査会

企画提案者は次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時 令和 7 年 9 月 30 日（火）

(2) 場所 北秋田市役所第二庁舎 1 階会議室

（詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。）

(3) プレゼンテーションの方法

- ①プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 15 分程度、質疑応答 20 分程度」とする。
- ②プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え、追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- ③プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用することができる。

(4) 審査方法等

- ①道の駅たかのす基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において評価を行い、評価が最も高い者から順に契約候補者及び

次点者として選定する。

※ 別紙「道の駅たかのす基本設計業務公募型プロポーザル審査要領」による。

②企画提案者が1者のみの場合の取り扱い

企画提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、その場合、各審査員の評価点の合計が6割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(5) その他

本市はプレゼンテーションの内容を録音することができる。

11. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

12. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案限度額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

13. 企画提案者の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）。

14. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

15. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出書類提出後の企画提案書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等について

てはこの限りでない。

- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (5) 郵送等の事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (8) 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (9) 本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

16. 問い合わせ先

北秋田市観光文化スポーツ部観光課観光振興係

〒018-3312

北秋田市花園町 15 番 1 号

TEL : 0186-62-5370 FAX : 0186-62-5551

E-mail : kankou@city.kitaakita.akita.jp